



かっぱ新聞

第 74 号

平成 29 年 2 月 吉日

2017 年度処遇改善加算の改定案について(続報)

2017 年度に前倒しで改定することになった**処遇改善加算の加算率**を含む介護報酬改定報告書が、社会保障審議会介護給付費分科会(会長・田中滋)で了承されました。今後、意見公募手続き等を経て、3 月頃に関係通知が发出される見込みです。

なお、**新年度の処遇改善加算取得の届出は、通常は 2 月末まで行う必要がありますが、前回改定時の措置に
ならぬ、4 月中旬まで締め切りの延長措置が行われる予定です。**詳しくは各自治体の HP でご確認ください。

サービス区分	処遇改善加算の加算率				
	加算 I (新設)	加算 II (現 I)	加算 III (現 II)	加算 IV (現 III)	加算 V (現 IV)
・ (介護予防)訪問介護 ・ 夜間対応型訪問介護 ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	13.7%	10.0%	5.5%	加算 III の単位数 × 0.9	加算 III の単位数 × 0.8
・ (介護予防)訪問入浴介護	5.8%	4.2%	2.3%		
・ (介護予防)通所介護 ・ 地域密着型通所介護	5.9%	4.3%	2.3%		
・ (介護予防)通所リハビリテーション	4.7%	3.4%	1.9%		
・ (介護予防)認知症対応型通所介護	10.2%	7.6%	4.2%		
・ (介護予防)小規模多機能居宅介護 ・ 看護小規模多機能型居宅介護	10.2%	7.4%	4.1%		

【加算 I (新設)の算定要件】

[キャリアパス要件 I + キャリアパス要件 II + 職場環境要件](旧加算 I の要件) + 『**キャリアパス要件 III**』(新設)

【キャリアパス要件 III の内容】

事業所内で(1)経験年数(2)資格(3)事業所内での評価のいずれか(組み合わせも可能)に応じた昇給(基本給、手当、賞与などを問わない)の仕組みを設け、これを就業規則等の明確な根拠規定の書面での整備・全ての介護職員への周知していることとする。

参照:【厚労省 HP『第 135 回社会保障審議会介護給付費分科会資料(資料1)平成 29 年度介護報酬改定の概要(案)』】

URL: http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000148970.pdf

実地指導でよく指摘されています！ ～コンサルティング部より～

●医療費控除の金額が表示された利用者負担金請求書/領収書の出力について

介護保険制度の下で、介護サービス事業者から要介護者又は要支援者が提供を受ける居宅サービスや介護予防サービスの対価のうち、療養上の世話の対価に相当する部分の金額は、医療費控除の対象となります。

該当する利用者については、医療費控除の金額が表示された利用者負担金請求書/領収書を出力しなければなりません。この点、実地指導でよく指摘されています。

①どんなサービスが医療費控除対象になるのか、②介五郎での設定方法、については、下記の弊社ホームページに記載しておりますので、参照のうえご対応下さい。

<http://www.info-tec.ne.jp/users/qa/> または、弊社 HP → 「ユーザ専用」 → 「よくある問合せ Q&A」

- ① Q5-1. (医療費控除) どんなサービスが医療費控除対象となるのか？
- ② Q5-2. (医療費控除) 医療費控除対象分の金額を請求書/領収書に記載するには？



コンサルティング部 松村 伸明

新年を迎え、これから介護保険事業所への実地指導が増えるシーズンになります。当社では、実地指導を模擬的に実施するコンサルティングサービス「実地指導支援サービス」を提供しています。実際の実地指導では多額の報酬返還を求められるケースもあるため、転ばぬ先の杖として、是非、サービスの利用をご検討ください。